

## 前橋市はつらつカフェ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年前橋市告示第221号。以下「総合事業実施要綱」という。）に基づき、一般介護予防事業における地域介護予防活動支援事業として「前橋市はつらつカフェ」事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 認知症や閉じこもり等で外出・交流等の支援が必要な高齢者及びその家族
- (2) 高齢者支援や居場所づくりに関心のある者等

(目的)

第3条 この事業は、高齢者及びその家族の居場所を設置し、介護・高齢者支援に従事経験のある専門職またはそれに準ずる従事者とボランティアが協働して運営することで、閉じこもり予防、認知症支援等を行うとともに、地域での見守り・交流の場の拡充を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 第3条に規定する目的を達するため、高齢者の健康増進や介護予防の支援に資する相談対応が可能な専門職、またはそれに準ずる従事者を有する法人が、ボランティアと協働して、気軽に集い交流できる場を月1回以上提供し、対象者の相談に対し、適切な支援を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、参加者の利便性を図るため、必要に応じて送迎を行うことができるものとする。

(実施主体)

第5条 この事業を実施する主体は、本事業の目的を理解し、高齢者福祉のために適正な運営ができると認められた市内に事業所を置く団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者の健康増進や介護予防の支援に関する活動実績がある法人
- (2) 介護保険サービス事業者として指定を受けている法人

2 この事業を実施する主体は、前橋市内においてカフェを開設するものとする。

3 この事業を実施する主体は、反社会的勢力や暴力団、また、それらと

密接な関係にある者は実施することができない。対象は次の各号において、全てに該当すること。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者ではないこと。

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

（登録要件）

第6条 「前橋市はつらつカフェ」の登録要件は、次のとおりとする。

(1) 開催頻度は、1会場あたり月1回以上、1回につきおおむね2時間開催すること。ただし、感染症の拡大防止対策等、やむを得ない理由がある場合は開催時間を短縮しての開催も認める。

(2) 開催会場は、次の要件を満たすものとする。

ア おおむね10名以上が座って歓談ができる広さがあること。

イ 感染症予防の対策を講じていること。

ウ 会場とトイレが近接していること。

エ 湯茶の提供ができる設備があること。

オ 登録する施設内の設備は、参加者が安全に利用できると認められること。

(3) 本事業の会場として介護保険の指定を受けている施設を使用する場合は、条例に定める人員基準、設備基準及び運営基準を遵守した上で実施すること。

(4) 本事業に、実施主体となる法人の職員が従事する場合は、主たる業務の職員配置基準を遵守し、その業務に支障のない範囲で行うこと。

(5) 参加者の安全が確保でき、また、高齢者及びその家族からの相談に対応可能な従事者を配置すること。なお、配置における専門職の規定は以下のいずれかを満たすものとする。

ア 介護・高齢者支援に従事経験のある専門職員（介護支援専門員、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、医師等）を1名以上配置すること。

イ 介護・高齢者支援に従事経験のある者で、市が指定する下記の講座をあらかじめ全て受講した者を2名以上配置すること。

- ・通所型サービスA従事者講習会
- ・認知症サポーター養成講座等

(6) 本事業について積極的に周知を行うとともに、地域住民と連携を図り、参加の必要があると思われる対象者の把握や参加勧奨に努めること。

(7) 市の広報誌・ホームページ等にカフェの情報を一覧として掲載することや市の事業で周知することを承諾すること。

(8) 運営にあたっては、市民ボランティア（介護予防サポーター、オレンジパートナー、介護予防活動ポイント登録者等）の積極的な参加を促進するよう努めること。

(9) 別に定める前橋市介護予防活動ポイント制度事業実施要綱に基づき、前橋市介護予防活動ポイント制度活動受入れ団体として市長の指定を受けること。

(10) 市、地域包括支援センター、その他の関係機関と連携し、参加者及びその家族に必要な支援が提供できる体制づくりに努めること。

(11) 参加者及びその家族の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとし、正当な理由なくこの業務に関して知り得た秘密を漏らさないこと。

(12) 参加者に対する事業の提供により事故が発生した場合に、事業者の責任において、次に掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めること。

ア 参加者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

イ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

なお、事故発生時は速やかに市へ報告すること。

- ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- (13) 前橋市はつらっカフェ登録法人は、万が一の事故発生時に備え、参加者を対象とした保険への加入を検討すること。なお、加入の有無に関する決定は、各法人の判断によるものとする。

(登録方法)

第7条 事業への登録を希望する団体は、市長に以下の書類を提出することとする。

- (1) 前橋市はつらっカフェ登録申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 専門職の資格を証明する書類の写し
- (4) 会場見取り図（介護保険の指定を受けている施設を使用する場合は、施設全体の見取り図）
- (5) その他参考となる資料（はつらっカフェチラシ等の活動内容がわかるもの）

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合は、これを審査の上適否を決定し、その結果を前橋市はつらっカフェ登録・却下決定書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

(記録および報告)

第8条 登録団体は、年度ごとに前橋市はつらっカフェ実績報告書（様式第3号）、事業実施報告書、従事者名簿、参加者名簿（参加者名簿の作成が困難な場合は、人数のみの報告でもかまわない）を作成し、当該年度の事業完了日から1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

2 カフェ実施団体は、毎月の実施状況を翌月10日までに報告するものとする。報告の内容は次のものとする。

- (1) 実施日
- (2) 実施回数
- (3) 実施内容
- (4) 参加者数
- (5) 従事者数（登録済従事者）
- (6) 従事者数（ボランティアや担い手）
- (7) その他

(登録内容の変更)

第9条 登録団体は、登録された内容に変更が生じた場合は、前橋市はつらっカフェ変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、これを審査の上適否を決定し、その結果を前橋市はつらつカフェ変更通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（登録の休止）

第10条 市長は、登録団体が第6条に規定する要件を欠く、又はカフェの運営困難なやむを得ない次の各号のいずれかに該当する理由があるとき、登録を休止とする。

- (1) 登録団体が感染症などが蔓延し、カフェ継続が困難とされたとき
- (2) 登録団体がカフェに従事する者が著しく不足し、カフェ継続が困難とされたとき
- (3) 登録団体に従事する専門職又は専門職に準ずるスタッフが不在となり、カフェの継続が困難とされたとき
- (4) その他やむを得ない理由により、カフェの継続が困難であると判断されたとき

2 登録団体は、活動が休止となった場合、前橋市はつらつカフェ活動休止申請書（様式第6号）を提出するものとする。

3 市長は、登録を休止したときは、当該団体に前橋市はつらつカフェ活動休止通知書（様式7号）を提出によって通知するものとする。

4 登録団体が前橋市はつらつカフェ活動休止申請書（様式第6号）の届出を提出し、受理された日を基準日として、休止の期間が3年間続いた場合に登録取消しとする。

（登録の取消し）

第11条 市長は、登録団体が第5条および第6条に規定する要件を欠いたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録団体が、前橋市はつらつカフェ登録取消申請書（様式第8号）の提出により登録の取消しを申し出たとき。
- (2) 市長が登録団体として適当でないと認めるとき。
- (3) 第10条4に該当したとき。

2 市長は、登録を取り消したときは、当該団体に前橋市はつらつカフェ登録取消通知書（様式第9号）によって通知するものとする。

（補助金）

第12条 市長は、登録団体に対し、別に定める前橋はつらつカフェ事業補助金交付要項に基づき、補助金の交付を行うことができる。

（実地指導）

第13条 市長は、登録団体が実施する事業が介護予防サービスの一環としてサービスの水準が保たれていること、市からの補助金等が適正に利用されていること等を確認するため、実地指導を行い、運営状況の確認を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。